

平成 30 年霞台厚生施設組合議会

第 1 回 定 例 会 議 録

平成 30 年 2 月 23 日（金曜日）午後 2 時 05 分開会

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号及び議案第 3 号

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号及び議案第 3 号

出席議員 17 名

| | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 櫻井 茂 君 | 10 番 | 戸田 見成 君 |
| 2 番 | 植木 弘子 君 | 11 番 | 加固 豊治 君 |
| 3 番 | 川村 成二 君 | 12 番 | 高安 能久 君 |
| 4 番 | 久保田 良一 君 | 13 番 | 山本 進 君 |
| 5 番 | 小松 豊正 君 | 14 番 | 荒川 一秀 君 |
| 6 番 | 石川 旭 君 | 15 番 | 矢口 龍人 君 |
| 7 番 | 岡崎 勉 君 | 16 番 | 澤 秀雄 君 |
| 8 番 | 田家 勇作 君 | 17 番 | 櫻井 信幸 君 |
| 9 番 | 大槻 勝男 君 | | |

欠席議員 0 名

法第 121 条により出席した者

| | | | |
|-------|--------|-----------|--------|
| 管理者 | 今泉文彦 君 | 事務局 長 | 飯田修久 君 |
| 副管理者 | 島田穰一 君 | 事務局 次長 | 佐藤博之 君 |
| 副管理者 | 坪井透 君 | 総務課 長 | 本田俊行 君 |
| 副管理者 | 小林宣夫 君 | 業務課 長 | 比気静君 君 |
| 会計管理者 | 横田克明 君 | 建設計画課 長 | 齋藤幸雄 君 |
| | | 建設計画課 副参事 | 栗山英範 君 |

職務のため出席した者

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 係 長 | 坂本康一 君 | 主 幹 | 加藤隆一 君 |
|-----|--------|-----|--------|

平成30年2月23日（金曜日）
午後2時05分開会

○議長（山本進君） 会議に先立ち、組合議会閉会中の昨年、平成29年11月16日に、小美玉市及び茨城町選出の議員5名から辞職願が提出されたので、会議規則第91条第2項の規定により許可し、直ちに後任議員を選出いただきましたことを報告いたします。

辞職された議員は、小美玉市「大槻良明議員、笹目雄一議員」、茨城町「石川祐一議員、鳥羽田創造議員、川澄敬子議員」以上です。

新たに選出された議員は、小美玉市「石井旭議員、戸田見成議員」、茨城町「田家勇作議員、高安能久議員、澤秀雄議員」以上であります。

新たに選出されました議員諸氏には、広域事業をとおり地域の安定と発展のためご活躍されることを心より祈念いたします。

○議長（山本進君） ただ今の出席議員数は17人です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。
これより日程に入ります。

（日程第1 議席の指定及び変更）

○議長（山本進君） 日程第1・議席の指定及び変更について。霞台厚生施設組合議会会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、新たに選出された議員の議席の指定と一部変更を行います。

4番「久保田良一議員」6番「石井旭議員」8番「田家勇作議員」10番「戸田見成議員」
12番「高安能久議員」16番「澤秀雄議員」
以上のとおり指定します。

（日程第2 会期の決定）

○議長（山本進君） 日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決しました。

（日程第3 会議録の署名議員指名）

○議長（山本進君） 日程第3・会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

5 番・小松豊正君。

6 番・石井旭君。

の両名を指名いたします。

(日程第 4 諸般の報告)

○議長(山本進君) 次に、日程第 4・諸般の報告を行ないます。

地方自治法第 121 条の規定により本日出席を求めた者は、

管理者 今泉君。

副管理者 島田君。

副管理者 坪井君。

副管理者 小林君。

会計管理者 横田君。

事務局長 飯田君。

事務局次長 佐藤君。

総務課長 本田君。

業務課長 比気君。

建設計画課長 齋藤君。

建設計画課副参事 栗山君。

以上であります。

(日程第 5 議案第 3 号及び議案第 4 号)

○議長(山本進君) 次に、日程第 5・議案第 1 号・平成 29 年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第 2 号)ないし議案第 3 号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例を制定することについてまでの 3 件を議題といたします。

管理者から各議案に対する提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

(提案理由の説明)

○管理者(今泉文彦君) 平成 30 年霞台厚生施設組合議会第 1 回定例会にあたり、本日、ここに提案しました議案についてご説明申し上げます。

最初に、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の 4 市町が平成 27 年 4 月 1 日から進めてまいりました一般廃棄物処理施設の広域化整備事業は、昨年 9 月に契約締結に関する本組合議会の議決を賜りまして、4 年目となる来年度には、いよいよ本格的な建設工事に着手するところまで参りました。

これも偏に議会の皆様、住民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚く御礼申し上げる次第でございます。

かかる広域化整備事業は、住民の皆様にとって有利な国の財源を活用させてもらうことで、非常に厳しい事業スケジュールとなっていることから、平成 32 年度の完成まで停滞することなく遂行していく必要がございますので、今後も引続き皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、平成29年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ970万円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億6,037万2,000円といたしました。

歳出予算の款別補正額は、衛生費の塵芥処理費に970万円を増額したもので、その補正財源として繰越金の剰余分を増額し予算措置しております。

次に、議案第2号・平成30年度一般会計予算について。

一般会計予算の総額は、前年度当初予算額に比較して14億1,410万円(190.2%)増の歳入歳出それぞれ21億8,740万円といたしました。

その歳入の内訳については、

分担金及び負担金 15億1,280万円(185.1%増)

使用料及び手数料 1億5,800万円(0.8%増)

国庫支出金 4億2,748万1,000円（皆増）

財産収入 2,345万9,000円(9.0%減)

繰入金 100万円(増減なし)

繰越金 3,456万9,000円(19.4%増)

諸収入 9万1,000円(7.1%増)

でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、

議会費 215万円(増減なし)

総務費 4,733万円(24.1%増)

衛生費 21億517万8,000円(200.6%増)

公債費 21万円(23.5%増)

予備費 253万2,000円(1.7%増)

でございます。

歳出予算のうち、

衛生費・塵芥処理費 5億2,540万円（0.5%増）

衛生費・施設整備費 15億7,977万8,000円（789.8%増）

となっております。

施設整備費の大幅な増は、当該年度分の建設工事費を計上したことによるものです。

債務負担行為につきましては、リース期間が満了となります職員配備用パソコンを更新し、新たに借り受けるものです。

一時借入金については、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を設定したものでございます。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例を制定することについて。

本案は、高令者福祉センター「白雲荘」に替わる施設の整備について検討する機関を設けてご議論いただくために制定するものです。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ議決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(一般質問)

○議長(山本進君) 以上で説明は終わりました。

次に、本日は定例会につき議案質疑に先立ち一般質問を行ないます。

なお、質問質疑の時間は1議員30分以内とし、形式は一括方式といたしますので厳守願います。

また、規定により質問回数は2回までとなりますのでよろしくお願い致します。

○議長(山本進君) 5番 小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 5番・日本共産党の小松豊正です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第一項目ですが、新広域ごみ処理施設整備・運営事業契約が公共工事入札契約適正化法に基づいて適正に実施されたかどうかについてお伺いいたします。

公共工事契約入札適正化法が、その全文をここにコピーとして持ってまいりましたが、第1条の目的では、情報の公表で、公共工事に対する国民の信頼を確保することを掲げています。

そして第3条では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されることを強調しています。このことを確認したうえで質問いたします。

(1) 入札に参加した業者、すなわち日立造船株式会社及び株式会社IHI環境エンジニアリングから提出されました「提案書」を資料として公表し、説明を求めます。

(2) 業者選定委員個別の評価点を項目別に資料として公表し、説明を求めます。

(3) なぜ入札額が、よりグループ日立造船株式会社が270億円、そしてあじさいグループ株式会社IHI環境エンジニアリングが259億7,146万6千円と約10億円も日立造船が価格が高いのに、その高い日立造船グループが落札したのかについての答弁ですね。これは平成29年第2回臨時会において、私または同じ日本共産党の川澄敬子議員の質問に対して、栗山副参事の答弁、会議録11ページから12ページに述べてあります。そこでこの答弁につきまして、次の3点についてですね、この栗山副参事が答弁した裏付ける資料の提出と説明を求めます。

①入札者のコストの計算の仕方がいろいろあると述べておりますけども、金額だけでは判断できないという趣旨のそういう答弁をしております。その資料と説明を求めます。

②使用電力の抑制により20年間累計で2億円以上の差が出てくるとする、そういう根拠について、どういう根拠に基づいて答弁しているのか

③地元雇用で10億円以上の差が生まれ、安定稼働に連動するとする根拠について説明を求めます。

(4) 業者選定委員会でどのように議論されていたのか、生の議事録を公表して説明を求めます。確かにホームページを見ますと、第1回が平成29年4月27日、第2回が7月4日、第3回が7月25日となっております。確かにこれらの会議の摘録というのは、辞書で見ますと、要点を書きぬいて書いたものというふうな説明がありますけども、摘録はホームページに掲載されていますけども、これを見てもおおざっぱな流れ、項目だけしか分かりません。議事録の公表を求めます。議事録と申しますのは、全ての発言がありのままに書いてある

ものです。これでなければその実態がよく分からないわけです。以上が第1項目に対する1回目の質問であります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） それでは、小松豊正議員の第1回目のご質問に対してご答弁申し上げます。

1点目の1番。入札に参加した業者からの提案書に関し、公表等を求められている件でございますけれども、入札提案書の著作権は入札参加者にあり、企業のノウハウが凝縮されておりますことから、公表等は考えておりません。

2点目。業者選定委員会個別の評価点につきましては、個人単位の評価ではなく、委員会として点数及びコメントを審査講評として公表しておりますので、そちらをご参照ください。

3点目。なぜ、10億円も高い日立造船グループが落札したのかにつきましては、議員ご通告のとおり、平成29年第2回臨時会にて川澄議員のご質問に答弁した通りでございます。

①番、コストの計算の仕方における違いにつきましては、今回の発注は性能発注方式、いわゆる設計・施工・工事一括発注方式であるため、自由設計となります。以上のことから、コストの詳細を比較することは出来ません。ただし、電力関係や人事配置については明確になっている点もございますので、そちらを例に答弁させていただきます。

②番、電力関係の発電電力量の差と使用電力量の差が、売電電力量に影響いたしまして、20年間累計で約2億円の差が出るとご説明させていただきました。

③番、地元雇用と安定稼働につきましては、人事配置体制、総数や職員の身分等の違いがありましたほか、ごみ焼却を運転する1班あたりの人員体制に差があります。このほか、地元企業の活用等も含めて、20年間累計で10億円位、地元に戻元される金額が異なります。4点目、業者選定委員会の議論内容等につきましては、参加企業の事業提案に関連する項目など公表できないものを除き、公表できる議事録のほか、審査講評として公表されておりますので、そちらをご確認ください。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 今の答弁では、全く納得できない答弁ですよ。つまり、だからその様々な問題が全国的に起こり、公共工事契約の適正化法が作られて、ここで強調しているのは透明性ですね。基本はどうかとか、色々と出来ない理由を述べておりますけれども、全く法律ですからね。国の法律で明確にしているわけですから、この法律のとおりに入札をやらなければ駄目でしょう。今の答弁では全く説明になっていないし、納得できませんよ。一般常識で考えて、10億円も高い日立造船が落札したことに疑問を持つのは当たり前です。だからこういう法律があるわけです。

実際に提案書があるわけでしょう。事実として。それから、業者選定委員が選定したわけですから、業者選定委員の7人の方々が個別に私があの人は何点、何点というのがあるんでしょ。実際に。あるんでしょ。あるのか、ないのかを答えてください。あるのか、ないのか。あると思います。

また、市民のふかくを受けている議員の私がこういう公式の場で、正式に求めているんです。それから前もって、質問通告もきちんと書いてあります。非常に重要な事だから、

質問を通告し、また、公式の場でこのように質問しております。そうしなければ、10億円も高い日立造船が落札した理由が解明されません。

総合評価方式というのを隠れ蓑にし、これ実際にしなければ、この金額で決められるわけですけれども、総合評価方式というそういうもので隠れ蓑になって、何かあったのではないかと疑われても、それを解明する答弁になっていないじゃないですか。これは重大な問題です。国会でも一部黒塗りの資料を公表しているでしょう。資料の提出と説明を強く望みます。

そして、そもそも第1回選定委員会で、その中でこんなことが書いてあります。事務局が委員の評価並びに入札提案書類一式は、事業者選定後は非公開にすると、こういうふうにしてあったり、議事録ではなく、手記録によるですね。これは分からないですよ。こんな掻い摘んだ回答では。いうのは公共工事入札契約適正化法律が第3条で、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されることが極めて大事だと、これ全国様々な例から国会で法律として、決めているわけですよ。それに反しているんじゃないですか。今の答弁では。全くこれを無視している。法律を無視していいんですか。とんでもないことですよ。明確な答弁をお願いします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、今、お手元にはございませんかもしれませんが、霞台厚生施設組合で新広域ごみ処理施設入札の結果につきましては、ホームページ等でも審査公表ということで公表させていただいてます。この中のページをお捲りいただきますと、点数配点につきましては個人の点数を敷設した後に委員会として平均化して決定するということになってますので、過程上は個人という評価になってございますが、あくまで最終的な結果につきましては、先ほど課長がお伝え申し上げましたとおり、委員会として点数を決定し、その評価結果コメントについても審査講評ということで公表しております。

具体的な例として、各企業さんの良し悪しの点につきましては、審査項目ごとにどのような視点が光っていたかという点についてもコメントさせていただいたり、総評としても公表させていただいてます。

また、この案件につきましては、平成29年2月1日に入札公告をご案内させていただいたところでございますけれども、この入札公告の資料の中にも事業提案に係る提案書類関係については既属として企業側にありまして、著作権関係については全部企業側にあります。そういったことから公表出来るもの出来ないものを仕訳しながらもどのような視点が良かったについては、審査講評ということで公表させていただいてます。

また、具体的にこの事業費の事業内容が妥当性があるかどうかにつきましては、元々今回につきましては、要求水準ということでどのような設計を組んで欲しいか、それに対して予定価格が約339億ということで発注をさせていただいておるものに対して、それより内数の291.6億で入札が行われたことを考えましても、総額としての事業の部分についてはご理解をいただけるのかなというふうを考えてます。また、最後に先ほど来の公共工事

の入札及び契約の適正化の促進に関する法律をご案内しておりますところですが、議員ご指摘のとおり第 3 条には、先ほどの透明性が重要だということが記載されてございます。

また、地方公共団体向けにつきましては第 8 条で、政令で定めるところにより、つまり施行令でございますけれども、次に掲げる事項を公表してくださいと流してございまして、いくつか申し上げますと総合評価を行った理由ですとか、落札者の決定基準、さらには契約の相手方の名称、工期、契約金額等々について公表すべきだということが謳われてございまして、議員ご指摘どおり、この法律にうたわれている事項については全て公表させていただいたもので、残念ながら企業のノウハウが詰まっているような部分については非公表とさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 全く納得しません。点数だけ書いてあるけれども、個別のあれがなければこの根拠が分かりません。第 2 項目の質問に移らざるを得ません。

霞台厚生施設組合としてのごみ減量化計画とごみの発電について伺います。

(1) 燃えるごみをどこまで減量化して平成 33 年度の供用開始を迎えるのか、平成 30 年、31 年、32 年の 3 カ年におけるごみの減量化計画の説明を求めます。

(2) 地元説明会の資料では 4,430 k w と書いてありますけれども、ごみ発電で想定している電力量は何 k w なのか。収入はいくらと想定しているのか。

収入の配分、どこが、組合が日立造船関係の会社を含めて収入はどのようになるのか、配分はどうなるのか。質問いたします。

(3) このような発電に必要となるごみ量・カロリー・エネルギーはいくらか。

(4) ごみ発電とごみの減量化は矛盾するのではないのでしょうか。

このようなごみ発電の収入を増すと言えば、ごみを燃やすわけです。ですから、そういう点でごみの発電はごみの減量化の 3R に基本的に反すると、矛盾すると思いますが、いかがでしょうか。管理者の答弁を求めます。以上が第 2 項目に対する 1 回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） それではご答弁申し上げます。

1 点目のごみの減量化計画についてご説明申し上げます。

霞台厚生施設組合の施設計画は、構成市町にて、住民の意見を反映しながら策定されました一般廃棄物処理基本計画に定められた削減目標を基準にしております、平成 32 年に年間総量 50,326 t を目標にしております。

組合といたしましては、構成市町から収集されたごみを技術的、経済的に可能な範囲で資源化ラインにのせることにより、減量化に貢献できるよう努力してまいります。

続きまして 2 点目、ごみ発電で想定している売電分の電力量につきましては年間当り約 16,000MWh を計画しており、収入につきましては 1 億 8 千万円位になると見込んでおるところでございます。

続きましてごみ量、エネルギーにつきましては、構成市町が定めたごみ量の目標値をベ

ースに、基準ごみ質に当たりまして 1 キロ当たり 7,580kj として検討しておるところでございます。

4 点目、ごみ発電とごみ減量化の関係性は矛盾するものではございません。

ごみの減量や資源化など出来る限り行い、ごみを減らしたうえで、燃やすことになったごみを活用し発電しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） ごみ減量化および、3R ですけれども、この広域ごみ処理の根幹かといえることかと思えます。それについては、市民、企業、そして行政、三位一体となっていくことだと思っております。とにかく、3 カ年の間にタイムテーブルを作ってそれに基づいて着実にしっかりと 3R を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） はい。担当者の説明だとこれは関係 4 市町のごみの減量化の計画アクセントがある発言でしたけれども、管理者はやはり組合 3 カ年計画を重視していきたいという答弁であると私は受け止めました。

是非ですね、4 市町が決めるのも当然ですけれども、そこに任せることなくこれはずうっと議論してきたことですけれども、霞台の厚生施設組合としての調整とりながら、ある意味では取りながら、全力を挙げてごみの減量化にこの供用開始まで取り組むということ非常に大事であり、そのことによってそれが非常に市民の環境を生活を守っていくという想定を是非、約束して進めていきたいと思えます。

それから地元説明会で先ほど課長が答弁されましたように、今は電力料金が年間 6,000 万円かかっているが、ごみ発電すると年間 1 億 8,000 万円の利益になると説明しているわけですが、だから、課長が言ったようにごみの発電とごみの減量化は矛盾しないと言っているけど矛盾するんです。全国的にも燃やすのが足りなくなってコークスを燃やしているとそういう主客転倒したごみの減量化に反するような、そういうことが行われているのがいくつも報告されております。

脱炭素化社会を目指す世界と日本の取組みに反するごみ発電はやめるべきだと思います。大きな反響を呼んでいる昨年 12 月 11 日に NHK が放映した「変化するビジネス社会、脱炭素革命の衝撃」を執行部のみなさんを含めてご覧になりましたでしょうか。このことを含めてごみの減量化に対する、管理者のですね、これは矛盾するのだと思うんですけども、管理者はこれどう思いますか。ごみの減量化とごみの発電というのは。

ごみを発電すればするほど、ごみを燃やすのに必要になるわけですからね。これは当たり前のことだと思いますけど、管理者の見解をお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） はい。ただいまのご質問に対してお答えします。

私どもの課長が申しあげましたとおり、燃やさざる得ないごみを燃やした時に発生する熱を有効活用するということですのでございますので、発電するために燃やすわけではございません。

また、管理者の方から申しあげましたとおり、3Rで進めてるということですので、減量化資源化に努めた上で、燃やさざる得ないエネルギーを有効活用するということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 質問の第3項目は新広域ごみ処理施設建設費の総額、一体どれ位これは掛かるものなのか。それと財源についてはどう考えているのかについて質問いたします。

(1) 現時点における新広域ごみ処理施設建設費を項目別に、この項目はいくらだと、予算を組んでいるんだということを全て述べてください。お伺いいたします。

(3) ある議員の試算では209億円を超えている。その場合、解体費用は龍ヶ崎の例を基準にトン当たり2,000万円×126トン。現在の霞台の環境センターではね。

25億2,000万円としていますけれども、霞台厚生施設組合では解体費用はトン当たり何千万円何円と考えているのか、お伺いします。

(4) 環境センターの跡地に設置しようとしているストックヤードの建設費はどのようになるのか。

(5) 中間置場という文言で利用されておりましたけれども、現時点において中間置場はどこに作って、どのように作ってその建設費はどのようになるか、お伺いいたします。

(5) 以上の財源について、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 小松議員の第3番目のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、新ごみ処理施設建設費に関しましては、建設費用約165億円税込でございます。計画支援事業、これは基本構想策定経費等、施工監理費用計約3.8億円、電気関係接続に伴う東京電力に対する負担金、これにつきましては約4.4億円、周辺道路整備事業約5億円、還元施設に関する費用が約6億円、中間置場等の経費につきましては、ランニングコスト上で見込んでおるところでございます。

2点目、霞台厚生施設組合の解体費用につきましては、現時点でまだ解体設計等を行っておりませんので、算出されておりません。

3点目、霞台厚生施設組合の現在稼働している環境センター跡地に設置するストックヤードにつきましては、まだ決定されてはおりません。跡地利用のひとつとして、新しい還元施設設置も検討されることとなります。また、ストックヤード建設等とあわせて既存施

設の解体を行った場合には、建設費の他、既存施設の解体費等についても交付金等の活用可能性があるところであります。

4 点目、中間置場につきましては、まだ施設概要等は定まっておりますが、コストシミュレーション上は、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合、あわせて、建設費・運営費込みで単年度あたり 8,000 万円と試算しております。

5 点目、財源につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付率 1/3 や地方債の活用が出来る可能性があると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） いま課長が言われたものを合計すると総額いくらになりますか。それから、その中でその財源についてですけども、契約では 270 億円の契約をしているわけですけども、この中に日立造船関係で含まれているもの、含まれていないものは全部一般財源、つまり 3 市 1 町の一般財源、税金から使うというふうに考えますけども、どうかお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただいまのご質問に対しご答弁申し上げます。

1 点目、先ほど齋藤課長が申しあげました事業費の総額はいくらになるかにつきましては、合計いたしますと、184.2 億円でございます。このうち日立造船グループの費用として充てられるのはどこかという話でございますけども、建設費約 165 億円と申し上げた点が含まれるような状況でございます。これに対しまして、交付金が充当になるか否かの点につきましては、建設費 165 億円のほか、計画支援事業、施工管理費用、基本構想や基本計画を策定したり、また、工事の施工監理をする部分につきましては、一部循環型社会形成推進交付金の充当が認められておりますので、裏である震災復興特別交付税のほうも充当が可能なような構図になってございます。それ以外の周辺道路や還元施設につきましては、一般財源でございますが、中間置場の経費につきましては、事業提案の仕方によっては、先ほども申しあげましたとおり、交付金や地方債の活用が見込まれるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 2 回目までなので第 4 項目の質問に移らざるを得ません。

第 4 項目は、白雲荘代替え施設の建設に関して質問いたします。

（1）平成 29 年 8 月 21 日の全員協議会における質疑で、私、小松豊正の質問に対しまして、副参事は「ごみ焼却熱は発電に使う計画で、還元施設に使う計画はない」と断言いたしました。そういう主旨の答弁をいたしました。明確にこれは覚えております。

このことは、私も驚くわけですが、そのときだけではなくてですね、住民団体の市長交渉の席上でも副参事は同じ答弁をしてるわけですね。このごみ焼却で出た熱を還元施設に使う計画はないんだと。我々はそうではなく考えていたから非常にびっくりするわけです。しかしこれは「基本構想」9ページで「再整備します」と書いてあります。

また、2016年秋、白雲荘の閉館についてというお知らせの紙が現地に貼ってありました。その中にはですね、将来的には新ごみ処理施設の建設と合わせて白雲荘に代わる新しい施設の建設を検討しておりますというふうに書いてありました。このことを認めるのかどうか、そのうえで副参事に聞きたいわけですが、何故こういうふうに常識的に言っても、これまでの経過からいっても今までごみを燃やして、そのごみの熱で温浴施設で住民の皆さんが過ごしてきたわけですが、当然ごみをまた燃やすわけですから、そこでは還元施設計画は発電ばかりに使うんだ、これは全く常識を超えた驚きなんですよ。そのことがやっぱりおかしいというのと、そのうえで還元施設にごみ焼却熱の利用を計画しないとやっているのはなぜなんですか。そういうこれまでの常識やこれまでの文言、基本構想に反して突然としてそういうものに使わないで電力発電に使うんだと言い切ったのは何故なのか、それを明確に教えてください。

それから2番目に(2)ですが、白雲荘代替施設が建設され供用開始になるまで、新治広域組合「ふれあいセンター」を使用する場合、同じ石岡の市民でも、旧八郷の住民は300円。ところが旧石岡の住民は500円となっています。200円の差があるんですね、同じ石岡市民でもね。仮に年間延べ1,000人利用したとしても、この差額を埋めるのに20万円あれば足りるんですね。

そういうことから言えばこれは色んなやり方があるかと思いますが、非常に単純明確なのは、この差額を霞台厚生施設組合で負担すると、出来るまでの間、大変住民に迷惑をかけているので、そういう便宜を当然図るべきだと思いますけども、管理者を含め見解をお聞きいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず一点目、還元施設にごみ焼却熱を利用しないことで計画している理由について、ご答弁申し上げます。

ごみ処理施設建設に関する入札公告、発注をさせていただくにあたりまして、ごみ処理施設に求められる要求水準をまとめる必要がございました。いわゆる仕様書的なものです。その際にエネルギー回収に関する条件もあらかじめ提示をする必要がございまして、例えば実際には具体的な数量提示が必要になりますが、発電の部分に70%、余熱供給に30%の比率で応札してくださいという事の内容提示をするということであれば可能ではございましたが、その部分が確定していないと発注できていない、事業者が設計を検討できない

という課題がございました。そのような中でごみ処理施設建設運営事業の発注時点で具体的には、例えば還元施設の新しい施設の規模、内容、立地場所が確定していなかったため、今回の発注にあたりましては、ごみ処理焼却によって得られる熱については全量発電することとして発注をさせていただきます。この件に関しましては平成29年度の2月の定例会でも報告をさせていただきます。

なお、余熱利用の有無に関わらず還元施設を建設することはすでに合意事項でございますので、事業化はさせていただく予定でございます。また新しいごみ処理施設周辺に還元施設が建設された場合につきましては、発電した電力を供給することも可能かもしれません。いずれにしましても、平成30年度以降、地元の方々のご意見等を伺いながら還元施設再整備に向けて事業を進めてまいりたいと考えてございます。

2点目、白雲荘利用者に対し新治広域事務組合ふれあいセンターを利用する際、便宜を図ってはどうかとの点につきましては、先ほど議員のご発言についても石岡市というふうなのが例示されてございましたが、過日、住民団体の方々から要望書が提出された経緯等も踏まえまして、石岡市側から新治広域事務組合の方に対し協議要請をしているというふうに聞いているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） やはり、今度の新広域ごみ処理施設については、発電というのがかなり考えているわけですよ。住民が裁判まで訴えて、白雲荘の解体はやめてくれと存続してくれということまでやった大変な努力と意思があるわけですね。ですからこの問題については、管理者も副管理者も今度の決断は苦渋の選択だということで、できるだけ速やかに代替施設を作ると繰り返し答弁していたわけでありまして。そのことを考えれば、それはおいといて、発電の方が優先するみたいなことを、やはり住民の立場からすれば納得ができないものだと思います。

そして、先ほどこれは、住民団体からの要望を受けてということで検討する趣旨の発言がありましたけれども、これまでの経過、やはりこういうごみ処理施設というのは地域の住民の賛同、協力がなければ、全くこれはできませんよ。道路の問題にしても、環境の問題にしても、そういうのに相反する、そういうことにやはり、これまでの計画から言っても焼却熱を使わないみたいな発言なので、これは大変な重大な問題です。今。

そのことと、便宜を図ってもらいいろんなやり方があるかと思えますけれども、今ですね、この白雲荘でこれまで利用していた方は遠い大砂の方に行くとかですね。様々なやりくりをしていらっしゃるわけですよ。

そういう点で、出来るまでの間はやはり、組合で負担してでも便宜を図っていただくようお願いいたしますし、もし栗山副参事が言っているように、切り離すということならば、

新しい焼却施設ができる前に、直ちに関係なくボイラーで沸かす温浴施設もあるのであれば、そういうことも考えられるわけですから、そういうことになるわけであって、今、組合がやろうとしている白雲荘の代替施設をどうするのかっていう問題は、非常にやはり、すぐにでもやってもらいたいという強い願いなんです。霞台組合での負担の問題も含めて管理者の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦） はい。ごみ処理施設建設にあたって、白雲荘をやむを得ず取り壊したということで、利用者の方々には大変ご不便をかけて申し訳なく思っております。

そういったなか、これから白雲荘ができたときを考えますと、高齢者の比率というのは2割未満だったのが、いま3割から3割5分そういうふうが増えていく時代になってまいります。こういった還元施設はますます重要になってくるということになりますから、我々、管理者、副管理者、その地域住民の声に耳をかたむけて、そういった施設に対しては心血を注いで造っていく、そういう姿勢でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） 通告順に従いまして、質問させていただきます。10番・戸田見成でございます。通告しておきました1問目、土壌汚染への対応について質問いたします。検出された汚染物の存在の原因についてお聞きします。

去る平成29年1月頃、地域住民に配布された井戸の利用状況云々という文書がありました。初めて汚染物の存在がその時分かったわけでありまして。その後、結果報告が出るという事になっておりましたけど、私の手元にはないものですから、相違点もありましてお聞きしたいと思います。

そこでこれらの汚染物はどのようにして検出されたのでしょうか。

戦時中、日本軍でも埋めたのかなということも考えるわけでありましてけど、その点はつきりしないですね。この汚染物があるということが、なぜあったかということがわからないですね。だいたい予測としてはですね。そもそも稼働していた以前のごみ処理場が地域焼却場などで排出されたものをその辺に埋めたんじゃないかと、こういうふうに考えて感じているところですけども、そういう原因について明確にこういう状況で出る可能性があるとか、今後ですね、やはり工事が始まるとあの辺一帯に汚染物を捨てて埋めておいたということになると、出てくる可能性があるんですね。そういう意味で工事中に汚染物が出てきた、仕事が中断されたということにもならないとは限らないですね。そういう意味では、その原因について、そして、その範囲についてやっぱりきちっとしておいたほうがいいと思うんですね。遅らせないためにもですね。どうしてこういう汚染物が存在している

のか、その点についてまずはお聞きしたいと思います。

そして、その後の適切な操業が今後保障できるかということですが、そういう中で、低公害の施設であることをうたい文句にしたこの施設が造られるわけですが、広範囲からのごみを収集するわけですので、何が持ち込まれるのかわからないということです。放射能の物質、そういったものがあちこちに溜まっているわけですから、そういうものもいずれは出てくるのかなとそういうことも考えますと、住民の不安を取り除くことはなかなか難しい。これはきっと高性能の処理工場であっても、そういうものが入ってくると、どうなるのかなと心配をしているのではないかと思っています。

正直にこういう状況だということを示したほうが皆さんは安心するんじゃないかと、やっぱり、この原因についてあまり表に公表されていないわけですけど、そういうことを考えると、多少ですね、隠しているのかなという感じがしないでもない。やっぱり、隠している行政というんですか、執行というのは、住民の不安を駆りたてるということになると思うんですね。

そういう意味で、ある程度、安心のできるような報告をしてもらったほうがいいんじゃないかと、そういう中で低公害のごみ処理場に力点を置いているわけですけど、なんと言っても、そういう立派なものは出来るだろうとは考えるんですけど、そこに住んでいる人たちの不安というものはそのことだけでは、取り除けないということではないかなと、そういう意味で、やっぱり執行部は丁寧な説明をする必要がある。今後の施設の大丈夫だという保障をできるような、保障が出来るのか、ということをごここで明言していただけると、後ろに一般傍聴者がいます。そういう方々がいますから、そういった意味で、はっきりした話をですね、難しい話はいりませんから、明確な話を、答弁をしていただければいいかなと1番の1問目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） それでは、戸田議員の1番目のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の1番でございます。検出された汚染物の存在の原因についてでございますけれども、この原因については特定できていないところでございます。なお、旧施設の跡地から検出されている状況でございます。

茨城県からは土壌汚染対策法の要措置区域として指定されておりますけれども、講ずべき措置につきましては「地下水の水質の測定」が求められました。

しかしながら、地元住民の方々によりご安心頂けるよう、現在、汚染土壌の撤去工事を進めているところでございます。

2点目でございますけれども、今後の適切な操業につきましては、ごみ処理施設建設、運営を担う日立造船グループにて、各種法令等を順守しながら管理運営を行う予定でございます。

す。しかしながら議員ご指摘の内容を踏まえまして、組合でも十分対応していきたいと考えております。

ご理解いただけるようよろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） ご答弁いただきました。答弁だけでは信用できるとは言えないですけど、いずれにいたしましても公害に関する、汚染物に関する報告書というんですか、それはただの一枚だけ、この事業をやっている中でただの一枚しか見ることができない。やはり、これはもう少し力を入れて汚染物については考えていくべきではないかと思えますけど、その点、再度確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただ今のご質問に対して、お答えさせていただきます。

過去の検出された状況につきましては、議員ご指摘のとおりホームページや地元の方々にご案内した経過がございました。今回の工事に入るにあたりましては、同様にですね、地元の方々にお集まりいただいてご説明の機会を設けさせていただきました。また議員ご指摘のとおり、今後の対策の状況ですとか、それからどうなったという点につきましては、逐一、例えばホームページ、チラシ等で配布できるような体制等の検討に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） 答弁いただきましてありがとうございます。信用して、まあどうということになりますかよろしくお願いいたします。

2番の道路工事についてお聞きします。道路整備については、平成30年に用地買収まで行うということですので、施工される地域は小美玉市あるいは石岡市に関わるもので根幹になる道路と地域につながる道考えたとき、地域の道路計画と密接な関係があるわけがあります。

これらの詳細な部分まで含めると地域自治体、石岡や小美玉との連携は密にする必要があるとこういうふうを考えるわけでありまして。そこで何故工事に関する小美玉市や石岡市に事務委託をしないのか、事務委託をしたほうが合理的だろうと思われるわけです。そういう意味で地域住民の気持ちを吸い上げる点においても、石岡や小美玉にやってもらったほうが、詳細について施工できるのではないかという点でお伺いいたします。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） それでは、戸田議員の2番目の質問についてご答弁申し上げます。

道路工事につきましてでございますけれども、本来、道路工事に関しましては、道路管理者であります小美玉市や石岡市にて施工することが一般的でございます。

しかしながら、今回の路線につきましては、ごみ処理施設の建設工事と道路改良工事間で、事業手法や工期面で連携しながら施工する必要がありましたことから、構成市町の議会にお認めいただき、組合規約を改正いたしまして、事業主体は組合ですることと合意いただいたところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、施工にあたりましては周辺部分に係る調整につきましては関係市の協力も不可欠でございますので、今後とも関係市と調整を図りながら事業推進に邁進したいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） 小美玉市の中でも玉里地域というところでは、太い道路をつくってくれるということで大変喜んでいただいておりますけど、その太い道路の先ですね、には住宅地があるんですね、それが子供の通学路、そういったものがある工場団地があるということなので、ぜひですね、これは小美玉市または石岡市の方の関係がありますので、十分に考えたうえでお願いをしたいと思っております。再度お願いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 周辺部分の調整ですけれども、通学路等につきましては今回の路線につきましては、歩道等を設ける予定でございます。その周辺につきましても、今後、関係市との調整を図りながら事業完了するよう勧めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） それでは3問目に入りたいと思っております。2問目はひとつよろしくお願いいたします。

平成28年3月、基本構想なるものが出ていますけれども、その中の「第9節・周辺環境整備について」という項目があるわけですね。その中で周辺道路整備について、今の2番目と多少重なりますが、よろしくお願いいたします。

この中に搬入車両の場外滞留、広域化に伴う搬入車両の増加、施設アクセス道路の狭隘歪曲箇所があり、それらのことを踏まえ、滞留スペースの確保、ピーク時の台数の軽減、周辺道路環境の改善というようなことが、そこに書かれているわけですが、これらを踏ま

えて次のような点について質問いたします。

全員協議会資料として道路計画が示されましたが、これで滞留が除かれるのかということの疑問です。施設の出入り口付近がまだ狭くて搬入車両の退避スペースを確保し、出入りのスムーズなる計画をもう少し見直していただいたほうがいいのではないかと、出口のところです、出入りの道路が狭いかな、渋滞が起こったときにどう対処するのかという疑問です。そういう意味でひとつ、多少修正ができたらと思います。

次に余熱利用還元施設等の整備についてをお聞きします。

還元対策として余熱利用白雲荘は地域住民の福祉厚生に大きく寄与したと構想の文書の中に書いてあるわけです。

いわゆる還元対策はごみ焼却そのものが迷惑施設であると周辺住民にいろいろな意味で迷惑をかけているとその見返りとして補償というか、担保としてこの施設がつくられたと考えているわけでありますけども、例えば斎場組合のように葬儀場、火葬場などは迷惑施設として一時金数千万が補償金として地元を提供されていると聞いています。その他にも年々百数十万の資金が地元へ支出されているといわれています。

まさにこういう意味ではごみ焼却場もその迷惑に対する還元補償担保であると考えられるわけでありますので、厚生施設白雲荘はその役目を果たし、地域住民にとっては、一種の既得権であると何十年とそこで利用し、生活の一部としてやってきたという点では既得的福祉厚生施設と行って過言ではないかなとそういうふうに思うのであります。

基本構想の中間報告の中では福祉厚生のための余熱利用が明確に記載されておりますが、最近の中間報告にはその文書では余熱利用は発電に力点が置かれ、厚生施設については文書の中から除かれたというようなことでございます。

先ほどの答弁でもお聞きしましたけども、まあ理由があると。しかしこれは執行部の落ち度だと、こう思うんですね。いよいよ契約するときには代替の熱を利用する物の計画を出せとそれが出来てなかった。これはいい訳だとかいう風に思うんですね。そういう意味で、ここまで来たんですから責めることはまあ難しいでしょうけど、これからですね、余熱利用、この間もお聞きしましたけども、この白雲荘の代替として、玉里地域の高崎というところですね、高台がある、眺めがいい、そこへ移すんだという噂があるんです。これは相当明確な噂です。ですから後ろの方々聞いててびっくりすると思うんです。白雲荘があそこからどっかへ行っちゃう。そのところを不安に思うわけですよ。ですからやはりあそこの周辺で施設をつくってもらったほうが皆さんには今までの既得権というところから考えても必要なんではないかとかいうふうに思われるわけです。

そういう意味で、ひとつ、十分にお考えいただけたらというふうに、まあ、やはり近くでやってもらうということだろうと思いますね。余熱は使えないということなんでしょうけど。しかし、あの地域の全体の迷惑施設としての代替ですから担保とされたものですから、他にもって行ってしまっただけでは、まずいんじゃないかとかいうふうに思います。も

し、こういう考えがおありかと、私はとても心配ですけど、この件についてですね、執行部の素案がありましたら示していただきたいと、こういうふうに思います。

3番の2。第11節に「施設配置について」というところがあります。

この節の中では、今後適正な配置を検討していくとなっておりますが、還元施設の配置を含め考えますと、現在の組合の敷地面積では狭いと思います。狭い敷地の中で押し込むのではなく広々とした敷地を確保しておく必要があるのではないかと、こういうふうに思います。将来また施設機能を充実させるという意味で、敷地が必要となるということもあるかもわかりません。今の図面の中でせせこましく、いろいろなものをつくるよりも、土地を拡張して広々としたところでやるべきだとこういうふうに思うんですね。近隣に土地を求めて拡大を図っていただけたらとこういうふうに思っております。

また、福祉施設、迷惑施設というばかりでなく、小美玉市や石岡市ばかりではなく、茨城町やかすみがうら市の各組合全体の人々が利用できるような全体の構想を打ち立てるべきではないかとこういうふうに思います。もうここまで来たんだからできないよ。だいたいそういう頭でいると思いますけども、やはりですね、もっとおおらかになって周辺整備ができないかと、こういうふうに考えています。高齢者の憩いの場、健康増進、あるいは石岡の体育館などを利用して、中学生や高校生などの健全育成のために合宿所などを考えたらいかがでしょうか。また、ただごみ処理場が最新式で立派で安全だというばかりでなく、これからの施設を考えた時、人々があそこに行ってみようかというような、楽しみのある施設、例えば、敷地に隣接する池が、ため池を公園にしていきれいだなど・・・。

(「議長、話をまとめろよ」と呼ぶ声あり)

親子遊びに来るような楽しめる場所に周辺を整備して、やられてはどうかと思うわけがあります。

○議長(山本進君) 戸田見成議員に申しあげます。質問は内容を簡潔にお願いします。

○10番(戸田見成君) まだ10分です。そういう意味でですね、楽しい施設にしてもらうようにですね、お願いをしたいと思います。そういうことで答弁をお願いします。

○議長(山本進君) 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長(齋藤幸雄君) 戸田議員の3番目の質問にご答弁申し上げます。3の①番、周辺環境整備についてご答弁申し上げます。

道路整備につきましては、地元住民、自治体等との協議の上、施設の出入り口の付近に右左折の専用レーンを設けるほか、道路を拡幅する予定でございます。

また、事業者の提案では、ごみ処理敷地内に、40～60台の待機可能のレーンが設けられ

る予定でございます。

また、混雑時におけますは、職員が交通整理をさせていただくこととしております。このことにつきましては、地元説明会にご説明申し上げ、一定のご理解をいただいておりますけれども、議員ご指摘のことを踏まえ、引き続き安全対策に努めていきたいと考えております。

次に、白雲荘に代わる還元施設の整備につきましては、4市町の合意事項であります。ごみ処理施設の跡地も候補地であるため、具体的な協議につきましては、来年度以降となりますことをご了承いただきたいと思っております。地元をはじめ、住民の方々のご意見をお伺いしながら、施設の概要、建設の候補地等を選定してまいりますのでご理解いただけるようよろしくお願いいたします。

続きまして、質問の第②番・施設配置計画についてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、現在の組合敷地も一つの候補地として検討されることになると思っております。候補地の選定にあたりましては、皆様からのご意見の他、敷地の面積、必要な事業費、施工の難易度等を考慮して決定されることになると思われまます。具体的な検討開始が、平成30年度以降になりますので現時点では明言できないことをご了承ください。以上答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 10番・戸田見成君。

○10番（戸田見成君） 白雲荘に代わる施設をあの近辺につくっていただきたい。

やっぱり、噂からすると追いやるような雰囲気でありますので、地域住民ということを考えて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にですね、ごみ処理場は各組合の合併によってつくられるものであります。各組合によくよく説明し、納得していただき、あるいは地域住民の福祉になるように人々の話しを、気持ちを吸い上げるようにしてください。

ともすると、優秀なスタッフの皆さんは自信があり、人々の話を聞く裁量、度量が足りないような場合があるのではないかと、こういうふうを考えております。これから大きな山場ではないかと考えまますけど、ひとつ、よく住民の気持ちを察してやっていただきたいと、こういうふうに思ひます。

私の感想で言い過ぎかもしれないけど、石岡のスタッフが多いんですね。石岡市のごみ処理場を作るわけではないので、4自治体の総合的な施設でありますので、大いに全体の意見をとりまとめながらやっていただきたい。こういうふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。

(議案質疑)

○議長(山本進君) 次に議案質疑を行います。5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 5番・日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、3つの議案に対して、ひとつずつ議案質疑を行います。

まず、議案第1号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)についてであります。

(1) 4ページの焼却灰溶融処理業務 720万円の内容と委託先についてお伺いします。

(2) 4ページの陶磁器類処分業務 250万円の内容と委託先についてお伺いします。

(3) 4ページの節の金額欄に書いてある 4億2,835万8千円はどのような数字かお伺いいたします。以上が1回目の質問です。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) はい、それではお答えいたします。ただ今の小松議員の質問で、まず(1)の焼却灰溶融処理業務の内容と委託先についてご答弁申し上げます。

業務内容といたしましては、組合環境センターで焼却処理したごみの焼却灰をさらに高温の炉で溶融処理してスラグ状にするものでございます。なお、委託先については、本年度契約している鹿嶋市にございます中央電気工業株式会社であります。

次に(2)の陶磁器類処理業務の内容と委託先についてご答弁申し上げます。

業務内容といたしましては、組合から搬出された陶磁器類は破砕処理し、加工された後、建築資材等に利用できるサンドウェーブGという自然の砂の代替品にリサイクルされています。なお、委託先については、本年度契約している千葉県銚子市にございますガラスリソーシング株式会社であります。

続いて、(3)についてご答弁申し上げます。

金額欄のカッコ書き数字、4億2,835万8千円につきましては、委託料全体の当初予算額が4億1,865万8千円に、今回の補正額、970万円を加算した補正後の金額となります。

以上でございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 2回目の質問ですけれども、今回、焼却灰処理業務 720万円、陶磁器類処分業務 250万円ということなんですけれども、これは一応、予算は組んでいたんですけども、全体としてこういう業務が増えたという理解でいいんですか。予定より増えたから増やすという、こういう単純なものですか。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) はい。今のご質問にご答弁いたします。焼却灰については、平

成28年度と比較して、今年度の焼却灰の焼却量が増えた原因になるんですが、やはり、熱しゃく減量の低下が要因とされております。また、灰に含む含水率が少し多かったと推測されます。

続きまして、陶磁器類についてですが、平成29年度12月現在、前年度と比較して約30%近く多く組合に搬入されていることでその処理費用として250万円を計上しております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 分かりました。次にですね、議案第2号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてお伺いいたします。

(1) 4ページ・本年度の負担金が前年度に比べて9億8,210万円増加していますけれども、その理由についてお伺いいたします。

(2) 4ページ・歳出の財源のうち、その他1億8,244万4千円についてお伺いいたします。

(3) 5ページ・循環型社会形成推進交付金4億2,748万1千円は、これは工事費の3分の1ということになっておりますけれども、どのように算出されたのか、どのようなものに対する3分の1なのかお伺いいたします。

(4) 5ページ・財政調整基金積立金として4万4千円が計上されておりますが、そうすると一体、財政調整基金はいくらあることになるのかお伺いいたします。

(5) 6ページ・会議録作成委託料11万7千円について、これはこれまで、なかったように私は記憶しておりますけれども、このことについて説明をお願いします。

(6) 9ページ・施設整備委託料9,477万4千円の具体的内容ですね。これは過去に予算書にも書いてありますけれども、ここに説明をお願いします。

(7) 9ページ・工事請負費14億3,876万6千円の個別に具体的内容についてお伺いいたします。

(8) 9ページ・負担金補助及び交付金4,314万9千円の具体的内容についてお伺いいたします。以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。私からは(1)、(2)、(4)、(5)、(8)についてご答弁申し上げます。

まず、(1)負担金増額の主な要因といたしましては、新広域ごみ処理施設整備費平成30年度実施分でございます。

(2)歳出財源のうちで、その他1億8,244万4千円の主なものといたしましては、ごみ処理手数料及び有価物売払い収入でございます。

(4)財政調整基金額は、現在、4,743万5,785円でございます。

続きまして、(5) 会議録作成委託料につきましては、定例会、臨時会の録音テープから文字起こしを行い、文書を作成する委託業務でございます。

最後に(8) 負担金補助及び交付金の内容としましては、主なものといたしまして、構成市町からの派遣職員、石岡市2名、小美玉市2名、かすみがうら市1名、茨城町1名の合計6名の人件費でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 私の方からは3点目、6点目及び7点目についてご答弁申し上げます。

3点目のご質問、5ページ・清掃費国庫支出金であります循環型社会形成推進交付金 4億2,748万1千円は、どのように算出されたかについてでございますが、平成30年度の新広域ごみ処理施設整備交付対象事業費 12億8,803万1,155円の3分の1の額より年度間調整額を減じた額の 4億2,748万1千円を平成30年度の循環型社会形成推進交付金としてるところでございます。

6点目のご質問、9ページの13節・施設整備委託料 9,477万4千円の具体的内容でございますけれども、当該ページの説明の欄に記載のとおり、新施設整備関係の委託料として施設整備技術支援が418万円、施設設計施工監理が5,756万4千円、水質分析が85万円の合計6,259万9千円、周辺環境整備関係の委託料として還元施設の基本構想の作成に関する委託として1,998万円、周辺道路整備に係る補償調査につきまして500万円、土地鑑定評価が720万円の3,218万円となっております。併せて9,477万4千円となっております。

7点目のご質問でございますが、9ページの15節・工事請負費14億3,876万6千円の具体的な内容でございますが、当該ページの説明の欄に記載のとおり、平成30年度分の新広域処理施設整備費が13億3,876万6千円となっておりますけれども、内訳といたしまして税込で土木工事が約6億3千万円、建築工事が約5億2,500万円、諸経費として約1億8,500万円となっております。その他、周辺環境等整備費として1億円を計上しているところです。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 今の質問で、ひとつは今度の本予算の中に、全員協議会の中で、かすみがうら市から4名を霞台に派遣するということがございます。私は一般会計予算を見ているんだけど、例えば、それはどこに含まれるのか考えますと、今の説明ではありませんでした。

この派遣職員給料等負担金4,304万5千円に含まれるのか、実際にかすみがうら市から派遣される4人分の給料はどこに算定されているのか、入っているのか、まずお伺いいたしま

す。

委託料の中で補償調査500万，土地鑑定評価720万，といいますのは，これは周辺環境整備，道路などで土地を買うっていう意味ですか。これがふたつめ。

工事請負費の中で周辺環境整備費1億円，非常に区切りがいいんだけども，これもどういう中身ですか。土地を買うんですか，そのことがよくわかりませんのでお伺いいたします。

さらに，2回目しか質問できないから言うんですけども，今回の新処理施設建設及び20年間にわたる管理についての本格的な建設についても含まれているわけですけども，だから予算が3倍くらいに膨れ上がるんですね。DBO方式によって設計建設管理あわせて霞台厚生施設と日立造船が税抜きで270億円の契約を結んでいると理解しておりますけども，これは正式な契約書を取り交わしてあるんですね，契約書，存在。それをまず確認をいたします。

今回予算に計上されている施設整備費15億7,977万8千円は，270億円の一部と考えますけども，こういうふうになった場合ですね，霞台の予算書に掲げられて，項目ごとに予算でとりますけれども，これはその予算の項目ごとに個々に各企業と霞台厚生施設組合が契約を結ぶという風に考えていいんですか。

そうではなくて，全体として日立造船と契約を結んでいるんだから，後は日立造船と個々の企業が結ぶという，それはおかしいと思うんだよね。その辺が疑問なんで明確に答弁をしてもらいたいと思います。

それから，この予算書に挙げられている個々に対する金額が全部はいつていますけども，契約の方法はどういう方法になるのか，そのことについて質問いたします。以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局次長・佐藤君。

○事務局次長（佐藤博之君） はい。ただ今のご質問の派遣職員の給料の計上先ですが，先ほど答弁したのは，議員がご質問の数字は建設計画課，施設整備の中の数字をお聞きになっていたと思いますが，4名の派遣職員については，それぞれ総務費と衛生費の塵芥処理費の負担金補助及び交付金の中に，派遣職給料等負担金という数字が計上されております。そちらの方に4名分の職員の人件費が計上されておりますので，ご確認いただくようお願いいたします。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただいまの議員ご質問に対しいくつかお答えさせていただきます。前後するかもしれませんがご了承願います。

まずひとつとして，先ほど課長が申し上げました周辺道路整備に係る補償調査，土地鑑

定評価でございますけれども、道路改良するにあたりまして、道路の法線が決まっておりますので、必要に応じて用地購入、さらには物件に対する補償する必要があることから、まず年度当初から補償調査、鑑定評価を行いまして、年度末以降位に用地購入等していきたいというような計画です。

次に、先ほど契約が成立しているのか、今年度予算が全体事業費の中でどのように推移しているのかについてお答えをさせていただきます。

契約につきましては、すでにご案内のとおり、昨年9月25日の臨時会において、1億5千万円以上の工事案件については、議決を必要とする契約案件でございますので、議決をもって本契約に推移してございます。

次に、お手元の予算書で申し上げますと、13ページになりますが、債務負担に関する表が一番下でございます。このうち下から3段目でございますけれども、ごみ処理施設建設につきましては、ご案内の契約金額は291億6千万円で、設計建設管理運営も込み済みでございますけれども、今年度予算として既に執行してございます金額を差し引きまして、6,112万8千円が今年度予算だったかと記憶してございますが、それを差し引きまして、さらに先ほど課長がご答弁申し上げた13億云々につきましては、全部290億の内数でその年必要な経費をその年の当初予算の方に計上していくという事でございます。

その結果、今お示ししました13ページの債務負担は総額ではございますが、今までに支払った金額と今後支払いが予定されている総額がいくらかというのが、推移表として載っているという形になっています。以上でございます。

もう一点、答弁漏れがございました。

この契約額についてでございますけれども、契約額291.6億円につきまして、日立造船を代表とするグループと契約締結しております。その中で先ほど地元貢献という形で地元の雇用創出の話のほかには地元企業、さらには地元からの資材調達をお願いしているということでございますが、あくまで組合対建設事業に係る契約者としては霞台厚生施設組合と日立造船グループ、一対一の関係でございます。そこから先で地元でどのように調達していくかは日立造船グループが考えるという構図になります。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） はい。次に議案第3号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例を制定することについて質問いたします。

まず、(1)地域還元施設等とありますが、「等」とは何かを明確にお答えください。2017年1月17日の全員協議会で示された余熱利用還元施設、また基本構想の12頁では、還元余暇施設等と書いてあるが、いわゆるこれは白雲荘の代替施設のことを指すのかお聞きします。同じく基本構想の12頁では、還元施設で（道路）という記述があります。これは道路も入るのかどうか、これは明確にを対象としているのか、明確にお答えください。

(2) 委員12人以内の各号に掲げる者についての具体的な内容についてお伺いいたします。

(3) ですがけれども、この条例には報酬、費用弁償についての記述が全くないんですね。これはどう考えているんですか。みんな、ただ働きということですか。これを質問いたします。以上が第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 小松議員の議案質疑の3点についてご答弁申し上げます。

1点目のご質問、「等」とは何かについてでございますが、本条例案につきましてはこれまでの白雲荘に代わる施設の整備について、地域の意見・要望を踏まえ合意形成を図りながら計画を進めていくため、検討委員会を設置するものでございますけれども、これまでの高令者福祉施設センター機能のほか、すべての地域住民の福祉の向上や健康の増進などに資するための施設となるよう検討するために「等」の文字を入れさせていただきましたところでございます。

2点目、委員12名以内の各号に掲げるものの具体的内容につきましては、1号委員につきましては、識見を有する者としておりまして、地域政策に精通する学識経験者を予定しておりますところでございます。2号委員につきましては地域住民を代表するものとして、構成4市町の区長様等を予定しております。3号委員につきましては、関係行政機関の職にあるものとして、構成市町の関係部署の職員を予定しております。4号委員については、その他管理者が特に必要と認める者としておりまして、必要に応じ委嘱することとしています。

3点目、報酬、費用弁償につきましては、震台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成10年2月20日条例第7号）を適用することとしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、答弁のように、いわゆる白雲荘、還元余暇施設こういふことなんだと、説明がございました。白雲荘のいわゆる代替施設については、これまでも議会で何度も住民団体との交渉で管理者は速やかにつくると答弁して、具体的に平成30年度に基本方針を策定して平成34年度に供用開始と決めているわけですね。ですからこれは地元の住民の要望をよく聞いて具体化すればいいわけですね。いいと思います。

ですから私は、検討委員会を作ればいいというものではないのではないかと思うわけです。肝心な問題は、白雲荘といわれる還元余暇施設をどうつくるのかというのであれば、これまでそこを利用してきた地域住民、高齢者、老人クラブ、婦人団体の代表が入るのが、

肝心要だと思っております。全員協議会で示された検討委員会設置条例案でも今、課長が言われたように、そういう説明が書いてありました。

これを考えますと、心配しますのは、地元の住民というのは、石岡と小美玉の各区長ひとりずつ入ると、それから4市町の区長会長さんが入ることとありますと、生々しく現地の方々のご意見が入るのは地元の声がいかに入るかという事なので、返ってこういう委員会をつくることによって、そういう意見がみんなで決めたということで、そういう地元の声は反映されないという懸念もあるのではないかと。そういうふうを考えるわけですね。白雲荘をこれまで利用してきた地域住民、高齢者、老人クラブ、婦人団体の代表を優先的に入れるとことができませんか、委員は管理者が委嘱することになっていますので、もっと具体的にこういう方々の意見が入らないと、いけなんじゃないかと思っております。どのようにお考えでしょうか。管理者の見解をお伺いいたします。

○議長（山本進君） 管理者・今泉文彦君。

○管理者（今泉文彦君） 委員の任命ですけれども、各号に掲げるということで条件が書いてあります。基本的に白雲荘の趣旨というのがございまして、今回の還元施設についてはその趣旨を継承した内容になっていくかと思っております。そういった意味で趣旨を継承する内容をよく理解したものが委員になるのが相応しいのではないかと。以上です。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討 論）

○議長（山本進君） 次に討論を行います。討論は、通告の順にこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

議案第2号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論を行います。今、地球規模で地球温暖化対策、脱炭素社会への取組みが広がっています。

ごみ問題の解決の基本は、そこに住んでいる住民の皆さんと共に力を合わせて、3Rに基づくごみの減量化・資源化を図ることにあります。全国的に先進的な事例も数多く報告されています。

ところが霞台厚生施設組合では、3市1町にある3つのごみ処理施設について科学的な老朽度合の調査もせず、長寿命化の可能性も検討しないで、国・県の言いなりにごみの減量化に反する地域ごみ発電所の建設に向けて準備を強行してきました。

今回提案されている平成30年度予算の総額は前年度比2.9倍の21億5,740万円で、衛生費が前年度比3倍の21億円となり、その内訳は新広域ごみ処理施設整備費が15億7,978万円となっています。これまで建設費は当初132億円だと言ってきたのが、その後172億

円、さらに 195 億円、さらに周辺整備費、白雲荘代替施設の建設費、解体費用等を含めれば、209 億円を超えるという試算もあります。

このようにどこまで膨れ上がるか分からない新広域ごみ処理施設を住民が良くわからない中で、住民投票などで住民の意見を聞くこともしないで、本格的に強行しようとする平成 30 年度霞台厚生施設組合一般会計予算に強く反対致します。

○議長（山本進君） 続けて、議案第 3 号についてお願いします。

○5番（小松豊正君） 次に、議案第3号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例を制定することについて反対する討論を行います。

白雲荘の代替施設、還元余暇施設についてはこれまでの議会答弁や住民団体との交渉で管理者は速やかにつくと答弁し、平成30年度に基本方針を策定し、平成34年度供用開始としています。

霞台厚生施設組合は、地元住民の要望要求に具体化を進めればいいわけです。検討委員会をつくれればいいというのは必ずしもありません。肝心な問題は還元余暇施設をこれまで利用していた地域住民、高齢者、老人クラブ、婦人団体の声が良く反映されるかどうかです。検討委員会をつくったことによって、白雲荘をこれまで利用してきた地域住民、高齢者、老人クラブ、婦人団体の皆さんの声がよく反映されるのではなく、検討委員会の多数で決まったことだからと住民の声を抑えられることも考えられますので、この条例案には賛成できません。

議員各位の賛同をお願いしまして、議案第2号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論及び、議案第3号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例を制定することについての反対討論といたします。

○議長（山本進君） 以上で討論は終わりました。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第 1 号・平成 29 年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第 2 号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第 2 号・平成 30 年度霞台厚生施設組合一般会計予算に

ついて採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第3号・霞台厚生施設組合地域還元施設等検討委員会条例の制定について。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会)

○議長（山本進君） 以上で、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後4時10分 閉 会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 小 松 豊 正

署名議員 石 井 旭